

議案第 6 3 号

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 項中「平成 2 5 年法律第 2 7 号」の次に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

9 この条例において「特定在留カード等」とは、番号利用法第 1 8 条の 5 第 1 項に規定する特定在留カード等をいう。

第 6 条第 1 項中「個人番号カード」の次に「若しくは特定在留カード等」を加える。

第 2 条 渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 項を第 1 0 項とし、第 6 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 この条例において「現物給付医療機関等」とは、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等であって市長のあらかじめ認めるもの及び群馬県の区域に所在する医療機関等をいう。

第 6 条第 1 項中「県内の医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改める。

第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定中「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改める。

第 9 条第 1 項中「場合であっても」を「場合であって」に改め、同項後段を削り、同項第 1 号中「県外の医療機関等」を「群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等（第 2 条第 6 項に規定する市長のあらかじめ認める医療機関等を除く。）」に改め、同項第 2 号中「受給資格者の」を「前

号に掲げるもののほか、受給資格者が」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「受給資格者又は保護者等は、第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第7条の規定は、前項の規定による支給について準用する。この場合において、同条第1項中「支払うべき」とあるのは、「支払った」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の渋川市福祉医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第6項の規定による現物給付医療機関等の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定は、施行日以後に受給資格者が受けた医療又は施術に係る福祉医療費の支給について適用し、施行日前に受給資格者が受けた医療又は施術に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

理 由

在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードの一体化及び都道府県の区域を跨いだ地方単独医療費助成制度の現物給付化に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 (略) 2～7 (略) 8 この条例において「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 9 <u>この条例において「特定在留カード等」とは、番号利用法第18条の5第1項に規定する特定在留カード等をいう。</u></p> <p>(受給資格認定及び減額認定に関する情報の提供等) 第6条 受給資格者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、個人番号カード若しくは<u>特定在留カード等</u>を用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は受給資格者証を提示しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2～7 (略) 8 この条例において「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号_____）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</p> <p>(受給資格認定及び減額認定に関する情報の提供等) 第6条 受給資格者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、個人番号カード_____を用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は受給資格者証を提示しなければならない。 2 (略)</p>

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 (略) 2～5 (略) <u>6 この条例において「現物給付医療機関等」とは、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等であって市長のあらかじめ認めるもの及び群馬県の区域に所在する医療機関等をいう。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)</p> <p>(受給資格認定及び減額認定に関する情報の提供等) 第6条 受給資格者は、<u>現物給付医療機関等</u>において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、個人番号カード若しくは特定在留カード等を用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は受給資格者証を提示しなければならない。 2 (略)</p> <p>(福祉医療費の支給) 第8条 第6条の規定に基づき、受給資格者が<u>現物給付医療機関等</u>で医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>現物給付医療機関等</u>に支払うべき費用を、当該受給資格者又は保護者等に代わり、当該<u>現物給付医療機関等</u>に支払うことができる。 2 前項の規定に基づく費用の支払を受けようとする<u>現物給付医療機関等</u>は、市長に請求するものとする。 3 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、内容を審査し、当該<u>現物給付医療機関等</u>に対し、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>現物給付</u></p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2～5 (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)</p> <p>(受給資格認定及び減額認定に関する情報の提供等) 第6条 受給資格者は、<u>県内の医療機関等</u>において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、個人番号カード若しくは特定在留カード等を用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は受給資格者証を提示しなければならない。 2 (略)</p> <p>(福祉医療費の支給) 第8条 第6条の規定に基づき、受給資格者が<u>医療機関等</u>で医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>医療機関等</u>に支払うべき費用を、当該受給資格者又は保護者等に代わり、当該<u>医療機関等</u>に支払うことができる。 2 前項の規定に基づく費用の支払を受けようとする<u>医療機関等</u>は、市長に請求するものとする。 3 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、内容を審査し、当該<u>医療機関等</u>に対し、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該<u>医療機関</u></p>

医療機関等に支払うべき一部負担金を支払うものとする。

4 (略)

(福祉医療費の支給の特例)

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療費の支給が受けられない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。

(1) 受給資格者が、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等(第2条第6項に規定する市長のあらかじめ認める医療機関等を除く。)において医療又は施術を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、受給資格者が医療給付に係る一部負担金を医療機関等に支払ったとき。

2 第7条の規定は、前項の規定による支給について準用する。この場合において、同条第1項中「支払うべき」とあるのは、「支払った」と読み替えるものとする。

3 受給資格者又は保護者等は、第1項の規定により福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請するものとする。

4 (略)

等 _____ に支払うべき一部負担金を支払うものとする。

4 (略)

(福祉医療費の支給の特例)

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療費の支給が受けられない場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。この場合の福祉医療費の支給対象額は、第7条のとおりとする。

(1) 受給資格者が、県外の医療機関等

において医療又は施術を受けたとき。

(2) 受給資格者の _____ 医療給付に係る一部負担金を医療機関等に支払ったとき。

2 前項 _____ の規定により福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請するものとする。

3 (略)